

富 陳 第 3 号 の 2
平成30年12月25日

富士宮地区労働者福祉協議会
会 長 小 林 純 一 様
連合静岡・富士富士宮地域協議会
議 長 小 林 純 一 様

富士宮市長 須藤秀忠
(市民部・市民生活課)



回 答 書

1 児童クラブについて

近年、少子化が深刻化している一方で、働く女性の増加・女性の社会進出により、放課後の子どもの保育が難しい家庭が増加し、子どもが安心・安全に過ごせる放課後児童クラブに通う子どもが増加しています。富士宮市でも、環境整備が行われていますが、翌年の申込みが前年の5月上旬には満員の状況で、現在も空がなく待機している家庭があるなど、共働き世帯では子どもが一人で家にいることに不安を抱えている現状があります。今後の人手不足解消、女性の活躍推進のためにも、働く女性が働き方の変更を強いられる「小1の壁」を無くし、安心して子どもを産み育てる環境を整えていただきたく、放課後児童クラブの増設・定員増を要望します。また、富士宮市のホームページにも放課後児童クラブの一覧が掲載されていますが、申込状況の把握ができず母親間の情報交換に頼っている状況です。情報の把握ができるよう市のホームページおよび関係各課との連携を要望します。

(回答)

放課後児童クラブ事業は、本市が目指す「生んでよし・育ててよし」のまちづくりを目指す上で、欠くことのできないものであると考えています。

現在、市内には18校区に30の児童クラブがありますが、一部の地域の児童クラブでは、年度当初に一時的に申込みが殺到しているという状況があると聞いております。

また、働く女性の増加・女性の社会進出等により、放課後児童クラブの需要はますます増加してくることが予想されますので、このような状況を改善するため、計画的に施設整備を図っているところです。

近年で見ますと、平成23年度には「なかよし西児童クラブ」、平成23、24年

度には「北山児童クラブ」、平成27年度には「黒田第2・第3児童クラブ」、そして昨年度は「ひがし第1・第2児童クラブ」と「吉美第1・第2児童クラブ」の2施設を同時に建設、また、今年度は「上野児童クラブ」の建て替えを行っているところであります。さらに、今後の計画としては、平成32年度に富丘交流センターの隣接地に「富丘児童クラブ」の建て替えを計画しています。

建て替えには、多額の予算が必要になりますので、各地域の実情（児童クラブへのニーズ等）を十分調査し、国・県等の関係機関とも調整を図るとともに、各児童クラブ育成会の代表者の意見なども伺いながら進めてまいりたいと思います。

また、今回御提案いただいた「ホームページへの各児童クラブの申込状況の掲載」ではありますが、現在児童クラブの入所の申込み・受付等は、各児童クラブ育成会で従っております。例年申込受付の時期には、申込状況が目まぐるしく変わるため、ホームページへ申込状況の一覧を掲載することは、大変難しい状況であります。現状の対応にて御理解を頂きたいと考えております。

なお、児童クラブへの入所等でお困りの場合には、子ども未来課で相談に応じておりますので、御案内をしていただければと思います。

富士宮市の将来を担う大切な子どもたちでありますので、共働きの家庭、ひとり親の家庭等の子どもであっても、安全で安心な放課後を過ごせるよう、今後も積極的に環境整備等に取り組んでまいりたいと考えております。

※回答への問合せ先は 子ども未来課 子育て支援係 電話22-1146です。

2 子どもの保育料について

現在富士宮市では、保育料算出において複数名の子どもが同時に利用する場合、2人目半額、3人目無料という制度がありますが、対象者が幼稚園では、「年少クラスから小学校3年生まで」保育園では、「小学校就学前まで」と範囲が限定されています。小学校就学以降も子育てには費用がかかり、子育て世帯の経済的負担軽減のためにも、義務教育中の兄弟姉妹がいる場合、年齢制限なく半額または無料の対象としていただけるよう制度の拡充をご検討願います。また、内閣府が公表する資料では幼児教育・保育の無償化について来年度から一部の施行がうたわれていますが、現時点における進捗状況及び富士宮市での対応についてお伺いします。

(回答)

本市では、幼児教育無償化の段階的推進に取り組んでおり、幼稚園、保育園、認定こども園等において市民税非課税世帯の全ての子供の保育料の無償化を実現するとともに、多子世帯の保育料負担軽減やひとり親世帯への優遇措置等を実施し、子育て世代の経済的な負担軽減を図ってまいりました。

現在、国では更なる保護者負担の軽減を盛り込んだ幼児教育の無償化（世帯状況や兄弟姉妹の有無に関係なく、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの保育料の一律無償化、0歳から2歳児までは市民税が非課税の世帯を対象に保育料の無償化）を目指し、予算や法制的な観点からの検討が行われているところであり、年末にかけての予算編成や来年の国会審議等の過程で検討中の内容が固まり次第、順次、県や市に情報が提供されることになっています。

本市でも来年10月からの幼児教育の無償化の実現に向け、国がこれまでに示している内容を考慮し、平成31年度当初予算の編成作業を行っております。

御質問の制度の拡充につきましては、幼児教育の無償化の実施状況を踏まえた上で、検討してまいります。

幼児教育の無償化の実現には、準備時間が1年もないことから、様々な困難があるとは思いますが、国が提供する情報に注視し、適切な対応を取ることで、幼稚園、保育園、認定こども園など関係施設や保護者が混乱することのないようにし、更なる子育て世代の経済的な負担軽減を図るべく、富士宮市として幼児教育の無償化の実現に努めてまいります。

※回答への問合せ先は 子ども未来課 保育係 電話22-1147です。

3 不妊・不育症治療について

現在富士宮市は不妊・不育症治療や人工授精に国内でもトップクラスの年間80万円の助成制度があり、市民の負担軽減に大きく役立っています。その一方で、受診可能な施設が富士宮市立病院1施設であり、受診時間も平日の午前中のみと、働く夫婦にとって十分とは言えません。一般社団法人日本生殖医学会では約9%のカップルが子どもを持ちたいと思いつつ妊娠できずに悩んでいると推定しています。富士宮市でも同程度のニーズがあると想定されます。人口減少の中、不妊・不育症で悩む夫婦のためにも、治療施設の増設と富士宮市立病院の受診時間延長により、働く夫婦が相談・治療しやすい環境の整備をご検討願います。

(回答)

<健康増進課>

本市では、少子化対策の一環として、不妊症又は不育症治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成15年度から不妊症治療費助成事業を開始しました。

当初は、10万円の限度額で通算2年の助成としておりましたが、平成21年度には助成を通算5年に延長し、平成26年度には限度額を80万円に拡大し、平成27年度からは不育症治療も対象に追加しました。現在は、毎年200件を超える申請があり、平成29年度は、212件の申請に対し3,865万円の助成を行いました。

平成29年度の申請者の治療医療機関の状況は、県が指定している特定不妊治療に

係る指定医療機関が78.8%で、県内の指定外医療機関が14.5%、県外の医療機関が6.7%です。市内の医療機関の内訳は、富士宮市立病院が4件、それ以外の市内産婦人科医院が3件でした。

不妊治療は、タイミング療法や薬物療法、人工授精等の一般不妊治療と、体外受精や顕微授精等の特定不妊治療に分けられます。そのため、申請者は、本人の状況や治療の内容、医療機関の専門性等を鑑みて、本人に合った医療機関を選択して受診している状況です。また、体外受精・顕微授精など高度不妊治療を希望されるケースもあり、専門的治療を求めて、市内の医療機関に限らず広く受診される傾向も見られます。

本市といたしましては、今後も富士宮市立病院や市内産婦人科医院等の医療機関と協力しながら、子どもを望む御夫婦への支援を継続して実施してまいります。

また、働きながら不妊症又は不育症治療を行う方にとっては、身体的、精神的な負担は勿論、経済的、時間的な負担も相当重く押し掛かっている実情があります。

このような状況を踏まえ、広く社会として支援する職場環境の整備として、治療に伴う有給休暇の取得等についてご配慮いただくことを各事業所をお願いしてまいります。

<市立病院・病院管理課>

富士宮市立病院では、産婦人科専門医4人で産科・婦人科の外来診療を行っています。しかし、富士宮市立病院では生殖医療に関する専門医が不在のため、生殖医療では卵管造影検査などを行い、必要に応じて、体外受精・顕微授精など高度不妊治療が可能な病院を紹介しております。

また、不育症治療を行う方についても、富士宮市立病院で対応できる処置を行なうとともに、専門的治療を行う医療機関を紹介している状況です。

富士宮市立病院といたしましても、不妊、不育症治療の重要性は認識しており、医師確保に努めておりますが、確保が難しい状況にあります。

産婦人科医師は、24時間体制で外来、病棟及び2次救急の対応を行っており、医師への負担が大きいことから現在、緊急的に医師の労働時間の短縮に取り組み、医師の負担の軽減を進めているため、外来診療時間の延長は考えておりません。

皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

※回答への問合せ先は 健康増進課 電話22-2727です。

※回答への問合せ先は 市立病院・病院管理課 電話27-3608です。

4 公共施設の治安強化について

富士宮市には、地域住民の自主的な防犯意識の高揚を図るとともに犯罪を防止し、市民生活の安全を資するため「防犯灯設置補助金交付」の制度がありますが、近年の

犯罪捜査においては“防犯カメラなしでは成り立たない”と言われているほど防犯カメラは重要な存在となっています。また、平成26年改正の警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」では、“安全・安心なまちづくりを目指す上では、防犯カメラが有効である”と追記されています。防犯カメラが設置されることにより①犯罪を抑制する②利用者に安心感を与える等のメリットがあり、市民が安心して生活ができるよう治安強化のため公共施設への防犯カメラの設置・増設を要望します。

(回答)

平成30年6月現在の本市における防犯カメラの設置状況は、多様な人が集まる公共施設や一部の小中学校において、防犯用として143台、自転車盗の犯罪抑止のため、主要駅の駐輪場4か所に合わせて6台の防犯カメラを設置しています。また、新たに公共施設を建設する際などに設置しております。

本市は、市域が広いことから、防犯カメラだけに頼るのではなく、現在、見守り隊など地域の皆様の目による自主防犯力の向上を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを行うため、青色回転灯装着車両（青パト）による防犯パトロールの実施や自治会が所有する防犯灯のLED化を計画的に進めています。

防犯カメラは、犯罪抑止の効果があると考えられる一方で、防犯カメラを設置することにより市民のプライバシー侵害や防犯カメラの設置及び維持に多額の費用を要することなど幾つかの課題もあります。これらの課題を踏まえ、適切な場所に設置できるよう、増設に向けて子どもを守る施設から計画的に設置を進めていきたいと考えています。

※回答への問合せ先は 市民生活課 市民安全係 電話22-1130です。